

国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由																																			
<p>本則</p> <p>(自己点検・評価実施手順)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(自己点検・評価結果の報告等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の報告(部会の報告を除く。)を踏まえて、<u>次条に掲げる事項の自己点検・評価結果を、評議会に報告するとともに、必要に応じて改善策を講じ、関係する部会及び評価実施主体に改善策を指示する。</u></p>	<p>本則</p> <p>(自己点検・評価実施手順)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(自己点検・評価結果の報告等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の報告を踏まえて、<u>第4条別表1から別表4に掲げる事項の自己点検・評価結果を、評議会に報告するとともに、必要に応じて改善策を講じ、関係する部会及び評価実施主体に改善策を指示し、その進捗について確認する。</u></p>																																				
<p>別表3 (第4条関係)</p> <p>施設整備に関する自己点検・評価</p>	<p>別表3 (第4条関係)</p> <p>施設整備に関する自己点検・評価</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価実施主体</th> <th>評価実施主体の責任者</th> <th>評価対象事項</th> <th>評価基準</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備委員会</td> <td>理事(総務・渉外担当)</td> <td>1. 施設・設備の整備状況</td> <td>・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>業務運営部会</td> <td>理事(総務・渉外担当)</td> <td>1. 施設・設備の整備状況</td> <td>・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか</td> <td>教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	評価基準	実施頻度	施設整備委員会	理事(総務・渉外担当)	1. 施設・設備の整備状況	・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか	毎年度	業務運営部会	理事(総務・渉外担当)	1. 施設・設備の整備状況	・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか	教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価実施主体</th> <th>評価実施主体の責任者</th> <th>評価対象事項</th> <th>評価基準</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備委員会</td> <td>理事(総務・渉外担当)</td> <td>1. 施設・設備の整備状況</td> <td>・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>大学情報委員会</td> <td>理事(学術・研究担当)</td> <td>1. 情報設備の整備状況</td> <td>・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備が適切に整備されているか</td> <td>毎年度</td> </tr> <tr> <td>図書館商議会</td> <td>図書館長</td> <td>1. 図書館設備の整備状況</td> <td>・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づ</td> <td>毎年度</td> </tr> </tbody> </table>	評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	評価基準	実施頻度	施設整備委員会	理事(総務・渉外担当)	1. 施設・設備の整備状況	・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか	毎年度	大学情報委員会	理事(学術・研究担当)	1. 情報設備の整備状況	・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備が適切に整備されているか	毎年度	図書館商議会	図書館長	1. 図書館設備の整備状況	・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づ	毎年度	
評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	評価基準	実施頻度																																	
施設整備委員会	理事(総務・渉外担当)	1. 施設・設備の整備状況	・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか	毎年度																																	
業務運営部会	理事(総務・渉外担当)	1. 施設・設備の整備状況	・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか	教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上																																	
評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	評価基準	実施頻度																																	
施設整備委員会	理事(総務・渉外担当)	1. 施設・設備の整備状況	・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか	毎年度																																	
大学情報委員会	理事(学術・研究担当)	1. 情報設備の整備状況	・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備が適切に整備されているか	毎年度																																	
図書館商議会	図書館長	1. 図書館設備の整備状況	・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づ	毎年度																																	

			き、図書館設備が適切に整備されているか。		
	業務運営部会	理事（経営・企画担当）	1. 施設・設備の整備状況	・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか	教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上

附 則（令和2年12月18日細則第20号）

この細則は、令和2年12月18日から施行する。